

## 居宅介護支援事業重要事項説明書

### 1 運営方針

法を遵守し、利用者の意志及び、人格の尊重を基本に、公正中立な立場で介護計画を作成します

- ① 当事業所は高齢者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。

### 2 事業者の概要

法人名： 社会福祉法人 如水会  
法人所在地： 岐阜県揖斐郡大野町大字大野字上城東742番地14  
電話番号： TEL 0585-35-7717  
FAX 0585-35-7718  
代表者氏名： 理事長 佐々木 史郎

### 3 事業所の概要

事業所名： ぎふ愛の里居宅介護支援事業所  
所在地： 岐阜県揖斐郡大野町大字大野字上城東742番地14  
事業所番号： 指定居宅介護支援 2172601086  
管理者氏名： 守谷 聡子  
電話番号： TEL 0585-35-7717  
FAX 0585-35-7718  
指定年月日： 平成 21年 8月 1日

### 4 サービス提供地域

揖斐郡 大野町 揖斐川町 池田町  
本巣市 瑞穂市 神戸町

### 5 職員勤務体制

	人数	勤務形態	業務内容
管理者	1名	常勤	事業所の管理、運営
介護支援専門員	1名	管理者兼務	居宅介護支援業務

## 6 サービス提供時間

営業日：月 火 水 木 金曜

休業日：土 日曜 12月31日から1月3日

営業時間：8：30～17：30

ただし、緊急の場合は時間外でも対応します。

## 7 居宅介護支援事業の概要

- ① 居宅サービス計画の申込みを受け付けると共に、担当の介護支援専門員を設置します。居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行います。また、サービスの提供方法などについて理解しやすいように分かりやすい説明を心掛けます。
- ② 居宅サービスが特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導、または指示は行いません。
- ③ 利用者がサービスの選択が求められるように、希望するサービスや地域等を把握し、希望に該当する複数の事業者のものを利用者へ情報提供します。
- ④ 居宅サービス計画を作成するに当たって利用者の居宅へ訪問し、実態把握を行い、現に抱える問題点を明らかにし、解決すべき課題を把握します。
- ⑤ 居宅サービス計画の原案を作成します。
- ⑥ サービス担当者会議を開催し、居宅サービス計画の内容について、専門的な見地から意見を求めます。また、居宅サービス計画について、利用者、家族に対し、サービスの種類・内容・利用料等について説明し、同意を得て、居宅サービス計画書を交付します。
- ⑦ サービスの実施状況について、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、継続的な把握・評価を行います。状態の変化等に応じ居宅サービス計画変更等の必要な対応を行います。
- ⑧ 入院時には担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するように依頼します。
- ⑨ 本事業所は介護支援専門員の教育研修を重視し、提供する居宅支援の質について、常にその向上に努めます。
- ⑩ 利用者は、指定居宅サービス事業所等について複数の事業所等の紹介を求めることができます。また、当該事業所をサービス計画に位置付けた理由についても説明を求めることができます。
- ⑪ ケアマネジメントの公正中立性の確保の観点から、以下について利用者及び家族に説明を行います。
  - ・前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
  - ・前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

## 8 利用料金

要介護度区分	利用料金
要介護 1・2	10,860円/月
要介護 3～5	14,110円/月

### 加算

初回加算	3,000円/月	新規・2段階以上の要介護区分変更時
入院時情報連携加算(I)	入院当日 2,500円/月	病院・診療所に対して情報提供を行った場合
入院時情報連携加算(II)	3日以内 2,000円/月	
退院・退所加算	4,500円、6,000円 7,500円、9,000円 ※病院・施設との情報提供の受け方によって料金が異なります。	退院・退所にあたって病院等とサービス調整等を行った場合
通院時情報連携加算	500円/月	医療機関の診察に同席し、情報連携を行った場合
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円/月	末期の悪性腫瘍の方への支援
緊急時居宅カンファレンス加算	2,000円/月	医療機関の求めにより、カンファレンスを行い、サービス調整を行った場合

※上記の基本料金、加算料金は、原則、介護保険制度から全額給付され、自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、法定代理受領が出来なくなった場合、上記の料金が自己負担となります。

※契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で利用者のご都合により解約した場合の解約料はありません。



### 1.3 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- ① 虐待防止委員会の開催
- ② 高齢者虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待防止のための研修の実施
- ④ 専任責任者の設置

### 1.4 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

### 1.5 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の予防及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- ① 感染対策委員会の開催
- ② 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- ③ 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- ④ 専任責任者の設置

### 1.6 ハラスメント対策

事業者は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場及び業務中において行われる、性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針を策定しております。

### 1.7 身体拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づき、重要な事項を説明しました。

事業者 社会福祉法人 如水会

担当居宅介護支援事業所

ぎふ愛の里居宅介護支援事業所

介護支援専門員 守谷 聡子

印

私は本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項について説明を受けました。

利用者

住所：

氏名：

印

代理人

住所：

氏名：

印